

有識者会議における検討事項（案）

更生保護の理念	○ 更生保護の理念及び守備範囲 ○ 保護観察対象者の種類（保護観察処分少年，少年院仮退院者，仮釈放者，保護観察付執行猶予者）とそれに応じた保護観察のあり方 少年の保護育成を社会全体で担うための新たな制度のあり方の検討 ○ 満期出所者への対応
保護観察の充実強化	○ 保護観察付執行猶予者に対する保護観察の強化（特別遵守事項の設定，転居等の許可制の導入） ○ 運用面での保護観察の強化 薬物事犯者，性犯罪者等に対する処遇プログラムの策定及び実施のあり方 遵守事項違反に対する措置の強化・積極化 医療機関，福祉機関等との連携強化，情報の共有等 施設内処遇と社会内処遇の連携の強化 刑事記録及び矯正施設における処遇記録等の活用 保護観察事例の調査・分析及び分析結果の活用 ○ 保護観察の強化のための新たな制度の導入 処遇プログラムの受講や医療機関への受診，尿検査，社会奉仕活動等の義務付け 仮釈放や執行猶予の取消しに至る前の中間的措置の導入（遵守事項の付加・変更，居住指定や定期出頭の義務付け等） 立入調査権，生活状況等の報告義務の導入等 裁判所又は検察庁等から，処遇に有用な情報の提供を受けられる仕組みの構築（判決前調査制度の導入等） ○ ハイリスク対象者に対する指導監督のあり方 ○ 保護観察処遇と被害者
仮釈放のあり方	○ 仮釈放の許可基準，審理手続の見直し 受刑者本人の審理手続への関与のあり方 仮釈放許可基準のあり方 ハイリスク者を適切に発見するための仮釈放審理のあり方 仮釈放後の保護観察をより実効性のあるものとするための仮釈放審理のあり方 被害者意見の取扱い 矯正施設との連携 ○ 受刑者をより早期かつ円滑に社会復帰させるための方策（必要的仮釈放制度等の導入による仮釈放の原則化，仮釈放の早期化，改善更生に必要な保護観察期間の確保等） ○ 地方更生保護委員会の組織のあり方

更生保護の担い手（人的体制）のあり方	保護観察官	○ 保護観察官の専門性，指導力の向上 ○ 保護観察官の採用，研修，育成，昇任及び人事交流等のあり方 ○ 保護観察所の人的体制の整備と保護観察官の適切な配置のあり方
	保護司	○ 保護司に求められる資質，能力 ○ 保護司適任者確保の方策 公募，市町村長からの推薦，青年・女性団体等関係機関からの推薦，定年制の再考，ベテラン保護司の活用，保護司のインセンティブを確保するための方策，面接場所の確保その他保護司活動の障害を除去するための方策等 ○ 報酬制導入の検討及び実費弁償金のあり方 ○ 保護司活動・保護司組織に対する支援のあり方
	更生保護施設	○ 更生保護施設の充実・強化 更生保護施設に対する予算措置のあり方 更生保護施設の改良整備 特色のある更生保護施設の育成（多様性と一定基準の確保） 更生保護施設の相互の連携，更生保護施設と社会福祉施設等の関係機関との連携強化 ○ 特別で多様な機能を有する中央施設（更生保護センター）の創設等
	官民協働態勢	○ 保護観察官と保護司の役割分担のあり方 ○ 24時間体制（保護観察所及び保護観察官の執務時間外における対応）のあり方
	関係機関等との連携	○ 更生保護女性会，BBS会，協力雇用主との連携強化 ○ 地方自治体や地域の関係機関・団体との連携強化及び双方向的なネットワークの構築（警察署，医療機関，社会福祉機関，NGO，NPO等） ○ 関連する分野との社会資源の適切な配分（そのための調査）
円滑な社会復帰のための施策		○ 就労支援の充実強化（協力雇用主の発掘，雇用主に対するインセンティブの付与等）など
その他		○ 社会奉仕命令，自宅拘禁等新たな制度の導入 ○ 恩赦制度の運用のあり方など